

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	道路街路課	平成29年(行 ウ)第19号損失 補償増額請求 事件の訴訟委 託	平成30年 2月23日	3,702,000	弁護士法人ひかり法律事 務所	沖縄県那覇市前島2丁目 9番13号 大城物産ビル 2階	第167条の2 第1項第2号	本委託にかかる事件は、損失補償増額請求事 件の訴訟代理人を委託するものである。 県を当事者とする訴訟代理人は、当該訴訟事 件について専門的な知識及び経験を有し、県 政に対する理解と協力を得られることが必要で ある。 契約の相手方は、県土木建築部関連訴訟に精 通しており、過去に同様な訴訟案件に関わっ ていること、県の顧問弁護士を務めていた経験も あることから、県政に対する理解と協力を得る ことができるため。	特命随意 契約
2	道路街路課	違法公金支出 金返還等請求 上告受理申立 事件に係る訴 訟委託	平成30年 3月27日	1,080,000	弁護士法人ひかり法律事 務所	沖縄県那覇市前島2丁目 9番13号 大城物産ビル 2階	第167条の2 第1項第2号	本委託にかかる事件は、地方自治法に基づく 住民訴訟であり、事例が少ない案件である。 契約の相手方は、本事件の第1審及び第2審で 訴訟代理人を務めており、その他、事案発生 以来、一連の資料を提供し、職員や業者への 賠償責任、刑事告発、住民監査請求への対応 についての意見書の提出などを依頼してきた 経緯がある。県の対応方針の立案にも関わっ ており、県の主張にも理解を示しているため。	特命随意 契約
3	道路街路課	違法公金支出 金返還等請求 上告受理申立 事件に係る訴 訟委託	平成30年 3月27日	1,080,000	琉球法律事務所	沖縄県那覇市牧志2丁目 16番46号 タカラン シヨンマキシー1 201号 室	第167条の2 第1項第2号	本委託にかかる事件は、地方自治法に基づく 住民訴訟であり、事例が少ない案件である。 契約の相手方は、本事件の第1審及び第2審で 訴訟代理人を務めており、その他、事案発生 以来、一連の資料を提供し、職員や業者への 賠償責任、刑事告発、住民監査請求への対応 についての意見書の提出などを依頼してきた 経緯がある。県の対応方針の立案にも関わっ ており、県の主張にも理解を示しているため。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	港湾課	中城湾港西原・与那原地区除草業務	平成30年2月5日	3,988,000	公益社団法人西原町シルバー人材センター	西原町字与那城135番地	第167条の2 第1項第3号	<p>本業務は、中城湾港西原・与那原地区住宅用地Bブロックにおける除草業務である。</p> <p>公益社団法人西原町シルバー人材センターは、高齢化社会へと急速に進む中、高齢者の「生きがい」の対象事業として、昭和59年6月に法人認可されており、各方面で順調に事業が増大している。西原町シルバー人材センターの職種としては、清掃、草刈等を最も多く受注しており、今回の草刈はまさに適材適所といえる。</p> <p>沖縄県中部土木事務所においても、中城湾港西原・与那原地区臨港道路の清掃及び緑地管理業務を委託しており、その結果は十分な成果を上げている。</p> <p>当センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、高齢者の活躍を企てるため、地元西原町の下記西原シルバー人材センターと随意契約を締結した。</p>	特命随意契約
5	都市計画・モノレール課	首里杜館受変電設備改修工事設計業務その2	平成30年1月4日	1,020,600	株式会社 ニライ設備設計	沖縄県那覇市識名1195-1	第167条の2 第1項第8号	<p>一般競争入札方式にて入札を行った結果、左記1社から入札参加資格審査申請書の提出があったが、最終的に辞退したため、入札取止めとなった。</p> <p>本業務について、辞退した左記業者に確認したところ、契約の意思を示したので、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約
6	都市計画・モノレール課	沖縄県平和祈念公園バス乗降場整備工事設計業務	平成30年2月15日	8,522,310	一級建築士事務所 ティンアーキテクト	浦添市城間1-17-11 1F	第167条の2 第1項第2号	<p>コンペ方式により公募を行ったところ19社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は細かいディテールまで検討された実現性の高いデザインと、的確なプレゼンが高く評価され、総合得点でも高得点だったため、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	都市計画・モノレール課	平成29年度てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事実施設計業務委託	平成30年3月22日	2,095,040	(株)ワールド設計	沖縄県浦添市安波茶1丁目32番13-301号	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事の建築基準法第18条第2項の規定による計画通知手続業務である。</p> <p>本業務は(株)ワールド設計が受託した「平成28年度てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事基本及び実施設計業務」で行う予定であったが、業務の遅れにより平成29年度内に完了することが困難となったことから、「平成28年度てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事基本設計業務」から計画通知手続業務を分離することとした。</p> <p>計画通知手続業務は建築主事からの補正に対して図面等の修正を行うため、現契約者でなければ対応できないことから随意契約を行った。</p>	特命随意契約
8	都市計画・モノレール課	沖縄都市モノレール分岐器修繕業務委託(H29-2)	平成30年3月15日	148,824,000	沖縄都市モノレール(株)	沖縄県那覇市字安次嶺377-2	第167条の2第1項第2号	<p>本業務の中で修繕を行う入出庫分岐器は、これまで協定書に基づき、沖縄都市モノレール株式会社に維持修繕が行われていたが、長期利用による経年劣化により修繕が必要であることが定期点検により報告された。</p> <p>定期点検の結果を踏まえ、沖縄都市モノレール株式会社による見積徴収の結果、修繕の費用が多いため、費用負担及び修繕工事の実施主体について協議を行い、費用は道路管理者が負担し、修繕工事の実施は沖縄都市モノレール株式会社で行うことを確認し随意契約を行った。</p>	特命随意契約
9	都市計画・モノレール課	平成29年度沖縄都市モノレール関連施設維持修繕業務委託(その3)	平成30年3月14日	4,114,800	沖縄都市モノレール(株)	沖縄県那覇市字安次嶺377-2	第167条の2第1項第2号	<p>本業務の中で行う「安里駅エスカレーター」は、これまで協定書に基づき、沖縄都市モノレール株式会社に維持修繕が行われていたが、長期利用による経年劣化により修繕が必要であることが定期点検により報告された。</p> <p>定期点検の結果を踏まえ、沖縄都市モノレール株式会社による見積徴収の結果、修繕の費用が多いため、費用負担及び修繕工事の実施主体について協議を行い、費用は道路管理者が負担し、修繕工事の実施は沖縄都市モノレール株式会社で行うことを確認し随意契約を行った。</p>	特命随意契約
10	住宅課	県営住宅資料保管室の賃貸借契約	平成30年3月22日	1,925,100	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番地7	第167条の2第1項第2号	<p>県営住宅管理業務を沖縄県住宅供給公社に委託していること、約1万5千世帯の膨大な保管資料を県及び指定管理者が適宜確認出来かつ円滑に入退去管理業務が行えること等の理由により、当該資料保管施設を保有している沖縄県住宅供給公社と随意契約している。</p>	長期継続契約 特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	住宅課	県営住宅建物 明渡等請求訴 訟業務委託	平成30年 3月8日	2,332,800	当山法律事務所	沖縄県那覇市松尾2丁目 16-52	第167条の2 第1項第2号	当該訴訟において、本業務は委任弁護士が沖縄県全域の管轄裁判所に出廷しなければならないため、即座に対応できる組織体制、資料要求等への迅速な対応や、同様な訴訟業務の実績・経験年数等が必要となる。これらの条件を満たす契約相手方として、当該法律事務所が最適であるため、契約を締結したものである。	特命随意 契約
12	施設建築 課	沖縄県安全運 転学校北部分 校外壁塗装補 修工事	平成30年 1月4日	18,360,000	住建塗装企画	名護市宮里5-817-1	第167条の2 第1項第8号	一般競争入札を実施したが、2回目で応札者がいないため随意契約を行うこととした。業者の選定にあたっては北部塗装工事業全12社から見積を徴収し、予定価格の範囲内で最も安い左記業者を随意契約の相手方とした。	
13	施設建築 課	沖縄県平和祈 念資料館補修 工事設計及び 劣化等調査業 務	平成30年 2月22日	7,500,000	(有)チーム・ドリーム	浦添市仲間3-8-1 2 階	第167条の2 第1項第2号	平和祈念資料館は、象徴性、祈念性等が特に求められることから、設計プロポーザルを行い、左記の者が設計者として選定され建設された。本業務においても、①当初設計に関わり基本コンセプトや基本・実施設計の際の経緯に精通していること ②現在でも同資料館の施設管理に関して助言・教示を行っており、建物現状にも精通していることが重要であるため、左記設計者を契約の相手方とした。	特命随意 契約
14	施設建築 課	県立那覇A特 別支援学校(仮 称)新築工事 実施設計業務	平成30年 3月2日	150,607,480	(株)泉設計・(有)名工企 画設計・(有)カイ設備設 計共同体 ①(株)泉設計 ②(有)名工企画設計 ③(有)カイ設備	①那覇市楚辺3丁目3番 11号 ②那覇市泉崎1-12-1 2 ③浦添市屋富祖1-6- 2	第167条の2 第1項第2号	本業務の対象となる工事の基本設計業務については、簡易公募型プロポーザル方式にて左記の者を設計者として選定している。本業務にあたっては、基本設計で構想された設計意図や基本設計に至るまでの調査過程資料や積算過程資料等並びに左記設計者が考案したスロープコアの構造計画等の調整過程資料は多岐にわたり基本設計実施者固有のものであるため、基本設計者以外の者が全体を把握することは困難である。以上のことから、左記設計者を随意契約の相手方とした。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	施設建築課	県営大謝名団地建替工事修正設計業務(第3期)	平成30年3月23日	4,941,000	(株)東設計工房	那覇市松尾1-9-40	第167条の2第1項第2号	本業務対象工事に係る基本設計は、左記設計者により完了している。 本業務にあたっては、基本設計のコンセプトに基づき設計を行う必要があり、業務の一環性が非常に重要である。また、都市計画放に基づき開発許可や防音工事に係る設計の制約もあることから、基本設計を行った際の業務内容、資料の精査、及び関係機関との調整等の実績を踏まえ、本業務の基本設計業務の受注者である左記の者を随意契約の相手方とした。	特命随意契約
16	北部土木事務所	伊那嘉原橋橋梁補修工事(H29-2)	平成30年2月23日	19,202,400	沖建(資)	沖縄県本部町字伊野波598番地の1	第167条の2第1項第2号	伊那嘉原橋は供用開始から42年が経過し、経年劣化により補修が必要となっており、また沖縄自動車道を跨ぐ橋梁であることから安全かつ早急に補修工事を行う必要がある。 本工事は、「伊那嘉原橋橋梁補修(H28)」において、新たに踏掛版と橋台の補修工が追加になったが地元調整の結果、片側交互通行する事となり、工程上H30年度まで、実施することが判明していた。そのため、H29年度内で完成可能な「踏掛版、橋台補修」を(H28)工事へ追加し、工程上終盤となる壁高欄や橋面舗装等を(H29-2)工事へ分離する必要が生じた。 分離した工種は、「伊那嘉原橋橋梁補修(H28)」と工程上、安全管理上の関連が極めて大きいことから、同一の業者で一体的に実施することにより、他業者との錯綜による危険性の排除と最短の工期で完了させることができる。このため、良好な安全管理の実績をもち現場を熟知している契約の相手方と随意契約を行った。	特命随意契約
17	北部土木事務所	本部港(本部地区)岸壁(-10.5m)設計書作成業務委託(H29)	平成30年1月31日	1,684,800	(株)エコー	東京都台東区北上野2-6-4	第167条の2第1項第2号	本部港において、20万t級のクルーズ船対応岸壁の平成32年供用に向けて、平成30年3月までに工事入札公告を終える必要がある。本業務は、これに必要な設計書作成業務であり、履行中である岸壁の設計業務の成果と本業務が相互に連携し、平行して行う必要があるため、同一業者による明確な責任のもと一連の成果として業務を遂行し、早急な対応と成果品の品質を担保するため、設計業務の請負者である(株)エコーを契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	北部土木事務所	北部地区港湾事業技術審査等支援業務委託(H29-2)	平成30年2月7日	2,224,800	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、総合評価方式一般競争入札の競争参加資格確認申請書の審査を行う業務であり、総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。	特命随意契約
19	中部土木事務所	県道20号線(泡瀬工区)桁製作設備機械損料算定業務委託(H29)	平成30年1月31日	6,804,000	一般社団法人日本建設機械施工協会	東京都港区芝公園三丁目5番8号	第167条の2 第1項第2号	(一社)日本建設機械施工協会は、建設事業の機械化を推進し、国土の開発と経済の発展に寄与することを目的として設立された公益法人で、建設機械損料の検討に際し、昭和34年に中立的な機関として、発注者、受注者、学識経験者を中心とする委員会を立ち上げ、公正な立場から建設機械損料に関する調査研究・審議を開始し、以来現在まで機械損料に関する我が国唯一の専門機関として調査研究活動を進めてきている。 本業務の実施にあたっては、機械化施工の知識に精通していること、積算基準の構成要素となる機械経費算定に関する高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠である。さらに、幅広い行政分野に亘る技術的検討能力・情報収集能力が必要であるほか、中立性・公平性を有する必要がある。 以上のことから、業務の円滑な遂行と信頼性のある業務成果が期待できる(一社)日本建設機械施工協会と随意契約を行った。	特命随意契約
20	中部土木事務所	H29県道20号線(泡瀬工区)技術審査支援業務委託	平成30年2月2日	2,106,000	(一財)沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。 内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事情報に接することから、競争入札に適さない。 (一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」という。)は建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、県市町村の出資により設立されている。十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えており、センターを契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21	中部土木 事務所	浦添西原線(港 川道路)道路改 良工事(H29 -6)	平成30年 2月14日	89,640,000	オパス(株)	浦添市前田3丁目3番2 号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、浦添西原線(港川道路)における国道58号との交差点部の道路改良工事である。港川道路は今年度末の暫定供用を目指しており早期に契約する必要があるため、対応可能な業者を選定した。1社は、中部土木事務所管内の道路の維持管理に迅速に対応しており、早急な対応が期待できる。残り2社も当該交差点部と隣接する浦添西原線(港川道路)道路改良工事(H29-2)及び(H29-5)の請負者であることから早急な対応が期待できる3者から見積もりを徴し最も低い額を提示した左記の業者と契約した。	
22	中部土木 事務所	天願川米軍施 設擁壁工事(H 29)	平成30年 2月14日	8,856,000	(有)協築	沖縄市美原1丁目18番22 号	第167条の2 第2項第5号	本工事は、天願川河川改修工事(うるま市天願地内)の施工中に変状が発生した米軍施設間知ブロック積擁壁について、造り替えることを目的とする。 当該変状が発生したことから米軍側からの指示により河川工事を一時中止しており、また、当該擁壁の背後への今後の影響を米軍側が強く懸念し、早急な当該擁壁の造り替えを求められているところである。 本工事は米軍側から早急な実施を求められていることから、地方自治法施行令第167条の2第5号に基づき、随意契約により契約するものとし、契約先としては当該工事箇所の近隣で工事を実施している業者、ブロック積みの実績がある業者である4者から見積もりを徴し、最も低い額を提示した左記の業者と契約した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	中部土木 事務所	道路事業総合 的技術支援業 務委託(H29 -1)	平成30年 1月4日	4,860,000	(一財)沖縄県建設技術 センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務の対象とする浦添西原線(港川道路)は、大部分が米軍提供施設内となっており、米軍フェンス移設、米軍ユーティリティ移設後の本線工事着手となる。現在、米軍フェンス移設、ユーティリティ移設を進めているところであるが、本線起点側に計画されている臨港道路浦添線、浦添北道路の平成29年度開通に合わせ、本線についても平成29年度の部分供用開始を目指している。また、本事業において、交通量の多い国道58号城間交差点の改良を行う。安全且つ迅速な施工が求められており、現場管理を行う上で、高度な技術的判断が必要である。建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興開発に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、当該路線に係る監督代行業務を行う条件を備えている。よって、センターを契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
24	中部土木 事務所	那覇北中城線 (幸地~翁長) 道路改良工事 (H29-2)	平成30年 1月11日	25,056,000	國和建設(株)	西原町字小那覇1241番 地	第167条の2 第1項第8号	当該工事は先だって2回に渡り指名競争入札を実施したが、不調になっている。そのため施行令第167条の2第1項8号に基づき随意契約を行う。本工事箇所隣接し施工を行っている業者1社、本路線で施工経験のある2者から見積を徴し最も低い額を提示した業者と契約した。	



土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	中部土木事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(H29- 2)	平成30年 2月19日	1,198,800	(一財)沖縄県建設技術 センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価一般競争入札(以下、「総合評価」という)の審査を行う業務である。</p> <p>内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」という。)は社会資本整備等への支援により県民福祉の増進を寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>センターは、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の期間であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。</p>	特命随意契約
26	中部土木事務所	浦添西原線(港 川道路)道路改 良工事(H29- 7)	平成30年 3月8日	14,115,600	(有)太輪	浦添市安波茶2-1-6	第167条の2 第1項第5号	<p>本工事は、浦添西原線(港川道路)における道路改良工事である。</p> <p>本路線は平成30年3月末の供用開始を目指しており、当該区間が未施工の場合、供用開始が困難となることから、早急に工事着手を行う必要がある。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規程に基づき、浦添市内に本店があり、早期現場着手が可能な3者から見積もりを徴し、最も低い額を提示した左記の業者と契約を行った。</p>	
27	中部土木事務所	中城湾港(新港 地区)清掃及び 樹木管理業務 委託(その2)	平成30年 3月23日	3,432,249	公益社団法人うるま市 シルバー人材センター	うるま市字川崎468	第167条の2 第1項第3号	<p>公益社団法人うるま市シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、シルバーの人材の活躍に企むため、地元うるま市の人材センターを選定した。</p>	長期継続 契約 特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	中部土木事務所	中城湾港(新港地区)工業用地除草等管理業務委託	平成30年3月23日	3,610,710	公益社団法人うるま市シルバー人材センター	うるま市字川崎468	第167条の2第1項第3号	公益社団法人うるま市シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、シルバーの人材の活躍に企むため、地元うるま市の人材センターを選定した。	長期継続契約 特命随意契約
29	中部土木事務所	中城湾港(新港地区)灯浮標設置工事(H29)	平成30年3月29日	9,590,400	アジア海洋沖縄(株)	那覇市泊3-1-6	第167条の2第1項第8号	本工事の指名競争入札において、再度入札に付し落札者がなかったため随意契約とした。最低額を入札した1者と、過去に同種工事の実績がある4者の計5者から見積もりを徴し最も額の低い左記の業者と契約を行った。	
30	中部土木事務所	中城湾港(新港地区)清掃及び樹木管理業務委託(その1)	平成30年3月28日	4,233,600	公益社団法人沖縄市シルバー人材センター	沖縄市美原3-1-1	第167条の2第1項第3号	公益社団法人沖縄市シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、シルバーの人材の活躍に企むため、地元沖縄市の人材センターを選定した。	長期継続契約 特命随意契約
31	中部土木事務所	中城湾港(新港地区)警備業務委託	平成30年3月30日	4,968,000	山陽警備保障沖縄(株)	浦添市牧港1-64-15	第167条の2第1項第5号	本業務の指名競争入札において、再度入札に付し落札者がなかったため、3回目まで応じた4者での見積り合わせでも落札者がなかった。4月1日より業務開始する必要があるため、設計額等を見直し、前回の見積り合わせに参加した2者から見積もりを徴し、最も低い額を提示した左記の業者と契約した。	長期継続契約
32	中部土木事務所	中部管内道路照明台帳登録業務委託(H29)	平成30年2月19日	2,926,800	(一財)沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	本業務は、中部土木事務所管内に設置されている道路照明の照明台帳をOCTC公共施設情報管理システムへデータ移行登録(15路線1,695基)を行う業務である。 現在、中部土木事務所では照明台帳を個別管理しており、担当が変わるたびに様式が変わったり、他事務所と様式等の整合がとられおらず、統一的な運用管理ができていない。 OCTC公共施設情報管理システムは、県内の道路や河川等各公共施設の統合台帳であり、同システムを利用することで、本庁や各土木事務所と台帳を共有することができ、効率よく業務を行うことができるものである。 (一財)沖縄県建設技術センターは、同システムに関する著作権・使用権を有しており、業務を円滑且つ適正に実施できる唯一の機関であるため契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	南部土木 事務所	H29国道507 号(八重瀬道 路)道路台帳調 書作成業務委 託	平成30年 1月17日	5,842,800	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムその他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用権を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	南部土木 事務所	H29道路事業 技術審査支援 業務委託(その 2)	平成30年 1月17日	1,198,800	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約
35	南部土木 事務所	H29南部東道 路総合的技術 支援業務委託 (その1)	平成30年 1月31日	15,854,400	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	南部土木 事務所	H29南部東道 路技術審査支 援業務委託(そ の2)	平成30年 2月15日	1,998,000	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約
37	南部土木 事務所	街路事業技術 審査等支援業 務委託(H30)	平成30年 2月27日	1,123,200	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	南部土木事務所	那覇大橋工事調整会議業務委託(H30)	平成30年3月30日	2,106,000	(株)オリエンタルコンサルタンツ 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-12-21	第167条の2第1項第2号	「工事調整会議」実施要領(H21.4.1施行)により、詳細設計(実施設計)を実施したコンサルタントと随意契約により契約を締結することとなっている。	特命随意契約
39	南部土木事務所	平成30年度河川事業総合的技術支援業務(その1)	平成30年3月30日	10,206,000	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
40	宮古土木事務所	市場通り線照明設計業務委託	平成30年3月22日	2,268,000	(株)芝岩エンジニアリング	沖縄県浦添市伊祖1-9-13	第167条の2第1項第6号	本業務は、市場通り線電線共同溝調査業務委託(指名競争入札による契約)と直接関連する業務である。そのため、市場通り線電線共同溝調査業務委託を受注している当該業者に履行させることにより、現地踏査や打合せ協議を関連業務と同時に行い、履行期間の短縮と経費の削減を実現でき、有利となることから当該業者と随意契約を行う。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	宮古土木事務所	長山港佐良浜港線道路台帳調書作成業務委託	平成30年3月30日	4,320,000	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2第1項第2号	(財)沖縄県建設技術センター(以下、センター)では、「公共施設情報管理システム」を所有しており、沖縄県の各土木事務所等は、同システムを利用し、台帳を共有することで各公共施設の連続性・関連正等が確認することが可能となっている。同システムを使用することで公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用権を有するセンターとの随意契約を行う。	特命随意契約
42	下水道事務所	水質管理情報化システム運用保守委託業務	平成30年3月27日	1,576,800	(株)国建システム	沖縄県那覇市久茂地一丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	本システムは構築した業者を除き、操作指導やシステムの変更、また障害発生時における速やかな復旧は不可能である。そのため、本システムを構築した業務委託業者である(株)国建システムを随意契約の相手とした。	特命随意契約
43	下水道事務所	自家用電気設備保安管理業務委託(H30)	平成30年3月28日	32,400,000	一般財団法人 沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西三丁目8番21号	第167条の2第1項第2号	本業務の委託に当たっては、緊急事態にも24時間体制で迅速な対応が可能な者と契約する必要があり、保安に係るすべての業務を円滑に実施可能な組織は、県内には本法人以外にはないため、随意契約の相手とした。	特命随意契約
44	下水道事務所	下水汚泥処理業務委託(具志川浄化センター)	平成30年3月22日	69,433,200	育農開発(株)	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座596	第167条の2第1項第8号	指名競争入札時、再度入札後不落のため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約とした。(当該入札参加者上位2社による見積合わせ)	
45	下水道事務所	下水汚泥処理業務委託(西原浄化センター)	平成30年3月22日	28,015,200	街クリーン(株)	沖縄県南城市玉城字前川1188番地	第167条の2第1項第8号	指名競争入札時、再度入札後不落のため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約とした。(当該入札参加者上位2社による見積合わせ)	
46	下地島空港管理事務所	下地島空港建設設備維持管理業務委託	平成30年3月20日	3,942,000	下地島空港施設 株式会社	沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1727	第167条の2第1項第8号	一般競争入札を行ったが予定価格超過のため不落となった。このため、地方自治法第167条の2第1項第8号に基づき、応札のあった1者を見積徴収対象とした随意契約を行った。	特命随意契約
47	下地島空港管理事務所	下地島空港消防及び施設点検点検業務委託	平成30年3月30日	72,360,000	下地島空港施設 株式会社	沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1727	第167条の2第1項第8号	一般競争入札を行ったが予定価格超過のため不落となった。このため、地方自治法第167条の2第1項第8号に基づき、応札のあった1者を見積徴収対象とした随意契約を行った。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
48	都市モノ レール建設 事務所	沖縄都市モノ レール延長事 業総合的技術 支援業務委託 (H29-2)	平成30年 2月28日	11,113,200	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	一般財団法人沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立された財団である。このような趣旨で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えており、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関である。	特命随意 契約
49	都市モノ レール建設 事務所	浦添西原線都 市モノレール建 設工事(てだこ 浦西駅H28) 監理業務(H2 9)	平成30年 2月28日	6,771,600	八千代エンジニアリング (株)沖縄事務所・(株) ワールド設計共同企業体 ①八千代エンジニアリン グ(株)沖縄事務所 ②(株)ワールド設計	①沖縄県那覇市久茂地3 丁目21番1号 ②沖縄県浦添市安波茶1 丁目32番13-301号	第167条の2 第1項第2号	モノレール駅舎の建設工事においては、乗客が安全かつ円滑に乗降できるよう、さらに、列車(モノレール)の走行に支障が生じぬよう、出来形に高い精度が求められる。特に駅舎のプラットホームについては、当該駅舎の構造体(駅舎支柱、上下部工、PC軌道桁等)の特性を十分熟知した上で、現場の出来形を正確に測定しながら、ホーム縁端部が列車に接近し過ぎぬよう適切に位置決めしなければならないことや、安全柵等の配置についても、列車の建築限界に支障しないよう高い精度で配置する必要がある。 したがって、総合評価落札方式により設計者を特定し、土木構造物及び建築構造物を一体的に設計した本工事の監理業務については、通常の意味伝達業務によっては当該駅舎の特性を正確かつ詳細に伝達することが困難であることから、確実かつ円滑に業務を履行するため、当該駅舎建設工事の設計業務受託者を選定した。	特命随意 契約
50	都市モノ レール建設 事務所	平成29年度沖 縄都市モノレ ール建設資材単 価等特別調査 業務委託(その 2)	平成30年 3月29日	2,571,500	(一財)建設物価調査会 沖縄支部	沖縄県那覇市久茂地3丁 目1番1号	第167条の2 第1項第2号	工事費調査業務の実施可能業者は2者あるが、指名競争入札を行ったところ1者から入札を辞退され、競争入札がなりたたなくなってしまうため。	特命随意 契約



土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
51	都市モノ レール建設 事務所	浦添西原線都 市モノレール 建設工事(地 下構造物H2 9-3)	平成30年 2月16日	81,324,000	先嶋建設(株)	沖縄県那覇市松山1-3 5-2	第167条の2 第1項第6号	<p>本工事は、ボックスカルバート本体工事を施工途中で一旦執行を中止した工事を再び継続して行う工事である。</p> <p>本工事の目的物であるボックスカルバートは、都市モノレールのインフラ構造物として極めて高い精度と品質の確保が求められており、構造物を一体とした品質管理を行う必要があることと、目的物に瑕疵があった場合、本工事と中止前工事の責任範囲を明確に区分けすることが困難であるため、中止前に請け負っていた受注者に一連で施工させる必要がある。</p> <p>また、地下区間という非常に厳しい現場条件の中、鉄筋が過密に配置された鉄筋コンクリート構造物を施工する工事であり、中止前の工事にて搬入されている足場等の仮設材等を使用し、中止前に工事を請け負っていた受注者が引き続き施工することが事業工程上合理的かつ経済的であり、競争入札に付することが不利と判断し、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
52	都市モノ レール建設 事務所	浦添西原線都 市モノレール 建設工事(地 下構造物H2 9-2)	平成30年 2月23日	129,600,000	(株)東開発	沖縄県名護市宇宇茂佐1 703番地33	第167条の2 第1項第6号	<p>本工事は、ボックスカルバート本体工事を施工途中で一旦執行を中止した工事を再び継続して行う工事である。</p> <p>本工事の目的物であるボックスカルバートは、都市モノレールのインフラ構造物として極めて高い精度と品質の確保が求められており、構造物を一体とした品質管理を行う必要があることと、目的物に瑕疵があった場合、本工事と中止前工事の責任範囲を明確に区分けすることが困難であるため、中止前に請け負っていた受注者に一連で施工させる必要がある。</p> <p>また、地下区間という非常に厳しい現場条件の中、鉄筋が過密に配置された鉄筋コンクリート構造物を施工する工事であり、中止前の工事にて搬入されている足場等の仮設材等を使用し、中止前に工事を請け負っていた受注者が引き続き施工することが事業工程上合理的かつ経済的であり、競争入札に付することが不利と判断し、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成29年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
53	都市モノ レール建設 事務所	浦添西原線都 市モノレール 建設工事(地 下構造物H2 9-4)	平成30年 2月23日	103,680,000	(株)高橋土建	沖縄県那覇市前島3-1 3-11	第167条の2 第1項第6号	<p>本工事は、ボックスカルバート本体工事を施工途中で一旦執行を中止した工事を再び継続して行う工事である。</p> <p>本工事の目的物であるボックスカルバートは、都市モノレールのインフラ構造物として極めて高い精度と品質の確保が求められており、構造物を一体とした品質管理を行う必要があることと、目的物に瑕疵があった場合、本工事と中止前工事の責任範囲を明確に区分けすることが困難であるため、中止前に請け負っていた受注者に一連で施工させる必要がある。</p> <p>また、地下区間という非常に厳しい現場条件の中、鉄筋が過密に配置された鉄筋コンクリート構造物を施工する工事であり、中止前の工事にて搬入されている足場等の仮設材等を使用し、中止前に工事を請け負っていた受注者が引き続き施工することが事業工程上合理的かつ経済的であり、競争入札に付することが不利と判断し、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
54	都市モノ レール建設 事務所	浦添西原線都 市モノレール 建設工事(地 下構造物H2 9-1)	平成30年 2月23日	102,600,000	南洋土建(株)	沖縄県那覇市与儀1- 5-2	第167条の2 第1項第6号	<p>本工事は、ボックスカルバート本体工事を施工途中で一旦執行を中止した工事を再び継続して行う工事である。</p> <p>本工事の目的物であるボックスカルバートは、都市モノレールのインフラ構造物として極めて高い精度と品質の確保が求められており、構造物を一体とした品質管理を行う必要があることと、目的物に瑕疵があった場合、本工事と中止前工事の責任範囲を明確に区分けすることが困難であるため、中止前に請け負っていた受注者に一連で施工させる必要がある。</p> <p>また、地下区間という非常に厳しい現場条件の中、鉄筋が過密に配置された鉄筋コンクリート構造物を施工する工事であり、中止前の工事にて搬入されている足場等の仮設材等を使用し、中止前に工事を請け負っていた受注者が引き続き施工することが事業工程上合理的かつ経済的であり、競争入札に付することが不利と判断し、随意契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約